

相馬市教育振興基本計画 2023

(案)

(計画期間 令和5年度～令和9年度)

第1編 序論

第1章 計画策定の方針

第1節 計画策定の趣旨 ······ 1

第2節 計画の概要 ······ 2

第2章 計画策定の背景

第1節 現状と課題 ······ 3

1. 生涯学習 ······ 3

2. 文化 ······ 4

3. スポーツ ······ 5

4. 学校教育 ······ 6

第2編 基本構想

第1章 基本理念 ······ 8

第2章 本市教育の将来像 ······ 8

第3章 基本目標 ······ 9

第1節 生涯学習 ······ 9

第2節 文化 ······ 11

第3節 スポーツ ······ 11

第4節 学校教育 ······ 12

第3編 基本計画

第1章 生涯学習

第1節 生涯学習推進体制の充実 ······ 14

第2節 青少年の健全育成活動の充実 ······ 16

第3節 男女共同参画社会づくりの推進 ······ 18

第4節 ボランティア活動の拡充 ······ 20

第5節 地域間交流の推進 ······ 22

第6節 公民館活動の推進 ······ 23

第7節 図書館機能の充実 ······ 26

第2章 文化

第1節 芸術文化振興策の充実 ······ 29

第2節 地域遺産の記録・配信 ······ 30

第3節 文化財の拡充と活用 ······ 31

第4節 身近な文化振興の拠点としての市民会館 ······ 32

第3章 スポーツ

第1節	スポーツ・レクリエーション活動の充実	34
第2節	スポーツを支える人材の育成と確保	36
第3節	スポーツ施設の維持管理と利活用の促進	37

第4章 学校教育

第1節	健全な心身の基礎を培う幼児教育の充実	39
第2節	生き抜く力を育む学校教育の充実	41
第3節	学校施設の復旧と教育環境の適正管理	49

第1編 序論

第1章 計画策定の方針

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成29年2月に目標とすべきまちの将来像を「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ」とした『相馬市総合計画 相馬市マスターplan 2017』(以下、『相馬市マスターplan 2017』という。)を策定し、総合的、計画的にまちづくりを進めています。

さらに、平成29年3月に『相馬市マスターplan 2017』で掲げる本市の将来像の実現に向けた教育行政の個別計画として、『相馬市 教育振興基本計画 2017』(計画期間：平成29年度～令和4年度)を策定し、本市の教育に関する基本理念である「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜くひとづくり」を基本理念として学校教育、生涯学習、文化、体育・スポーツの四つの分野で施策を展開してきました。

これまで、読解力の向上のため、RST（リーディングスキルテスト）を活用した授業改善、中村第二中学校校舎改築や日立木小学校校舎長寿命化改良事業による老朽化校舎の解消、小・中学校の給食無料化による地元産食材の利用と食育の推進、生涯学習の拠点である各地区公民館での特色ある公民館活動、通史編・資料編合わせて全9巻10冊からなる『相馬市史』の編さん、各種大型スポーツ施設を活用した生涯スポーツの振興など各種施策に取り組むとともに、令和元年10月の集中豪雨、令和3年2月と令和4年3月の震度6強の地震と度重なる自然災害に加え、世界中に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対応を行ってきました。

近年、人口減少・高齢化の進展、人生百年時代の到来、AI等のICT技術の革新、さらに予期せぬ自然災害の発生など、取り巻く環境が激しく変化しています。そのような中で市は、市民の学びを確保し、市民一人一人が予測困難な変化の激しい社会を生き抜いていくための資質・能力を確実に身につけ、将来ともに充実して暮らすことができるよう対応が求められています。

このような状況を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市教育の振興を図るため『相馬市教育振興基本計画 2023』を策定します。

第2節 計画の概要

1. 計画の名称

本計画の名称は『相馬市教育振興基本計画2023』(以下「本計画」という。)とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「相馬市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、『相馬市マスタープラン2017』の教育分野の個別計画と位置づけます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。

4. 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本目標」、「基本計画」で構成します。

「基本構想」は、本計画の計画期間で目指す本市の教育に関する将来像を示し、「基本目標」は、将来像の実現に向け「生涯学習」、「文化」、「スポーツ」、「学校教育」の分野での取り組む方針を示し、「基本計画」は、「基本目標」で示した分野毎の方針に沿って具体的な施策を示します。

5. 計画の推進、進捗管理

市教育委員会は、本計画の推進のため教育関係団体や府内各部局とも連携しながら施策を進めます。

また、各種施策の計画や実施にあたっては、教育を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を踏まえつつ、『相馬市マスタープラン2017』はじめ、『相馬市復興計画Ver.4.1』、『相馬市地方創生総合戦略Ver.2.1』とも整合性を図り、相馬市行政経営システムに基づきP D C Aサイクルを活用して継続的に検証し、必要に応じて改善を行いながら進めていきます。

加えて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて毎年度実施している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により、施策の取組み状況や達成度等を点検・評価し、公表するとともに、施策に具体的数値で目標値を示し、その進捗状況をわかりやすいものとします。

第2章 計画策定の背景

第1節 現状と課題

1. 生涯学習

(1) 相馬市まちづくり出前講座の充実

市民一人ひとりが健康で豊かな生活が送れるよう、相馬市の現状や歴史などについて市職員や関係機関の職員、ボランティアの一般市民等が講師となり、相馬市まちづくり出前講座を実施しています。この出前講座は市民に学習機会を提供し、市民の学習意欲に応えること及び日ごろの生涯学習活動で習得した技術や知識を実践する場を提供することを目的に実施しています。

(2) 青少年健全育成活動の充実

青少年をとりまく環境は、少子化、核家族化、ひとり親家庭の増加、高度情報化、家庭や地域の教育力の低下、そして、東日本大震災の影響により大きく変化しています。青少年健全育成市民会議では、地域や関係団体等と連携し、青少年の心と身体の健全な育成を図り、非行防止策を推進することを目的として事業に取り組んでいます。

(3) 公民館活動の推進

公民館では、多種多様にわたる教室、講座等の開催の際に、地域の特色を活かした事業を盛り込むなど、地域に根ざした生涯学習を積極的に推進しているところですが、参加者の固定化、高齢化が進むなど様々な課題も生じています。

今後も引き続き、さらに多くの市民が参加できるよう広報紙、公民館だよりに加え、市のホームページ、SNSを活用し、公民館の各種教室、講座のメニューの情報提供に力を入れるとともに、地域住民の学習ニーズに対応した教室・講座の開設が必要です。

(4) 図書館機能の充実

図書館は、市民の読書活動の中心となる社会教育施設です。テーマに沿った図書の展示、学びの場としての古文書学習会、文学講座の開設、作品発表の場のブチ・ミュゼ、図書の有効活用を図る古本市、子ども向けの読み聞かせやブックスタートなど、様々な行事を実施し、市民がより本に親しめる機会を提供しています。今後も市民一人ひとりのニーズにあった、学習意欲につながる、生きがいが

持てる、地域の情報基地・知の拠点となるよう、図書資料の選書や配架などさらに工夫していく必要があります。

2. 文化

(1) 芸術文化活動の促進

音楽の郷づくり推進事業は、市民が生の音楽に親しむ機会を創ることで、豊かな感性が育まれ、潤いのある生活を送れることを目的に事業を始めました。

事業の推進は、そうま音楽夢工房¹が主体となって進められており、プロの演奏家や将来プロを目指している方、音楽を学ぶ学生、本市ゆかりの演奏家の方たち等に演奏の機会を提供することで、相馬市を「音楽の息づく街」として内外に広くアピールし、同時に文化的な交流を増やすことで地域活性化に繋げることを目指します。

(2) 歴史的伝統文化の保存伝承

市史編さん事業²は、市制50周年（平成16年3月31日）を記念し、本市のいにしえをたずね、新しい相馬市づくりに寄与するため、古くは縄文以前に遡る本市の長い歴史や文化、現代に引き継がれた豊かな自然等に関して調査・研究を進める目的として事業を開始しました。

その成果をまとめて市民に提供することで、市政の発展や市の文化振興に役立てていきます。さらには、市民が郷土の歴史や文化を学び、郷土の現状を正しく把握し、市民としての自覚を高め、将来に向け市政発展の精神的基盤をつくることを目的としています。

(3) 歴史資料収蔵館における常設展・企画展の開催

平成26年7月に完成した歴史資料収蔵館は、常設展と企画展を開催することで、市民や観光客が本市の歴史や文化に親しめる場とします。

また、隣接する郷土蔵では、相馬地方の昔ながらの農具・民具などの民俗資料を展示します。

¹ **そうま音楽夢工房：** 伝統文化だけではなく、広く市民が音楽に親しむ機会を創りたいと考え、そして日常的に音楽に触れながら、豊かな感性を育み、潤いのある生活を送るためには、数多くのコンサートを開催し、鑑賞することが一番だとのコンセプトのもと、アイディアを生かしたコンサートを継続的に開催することにより、相馬市を「音楽の息づく街」として育てていきたいと考えている音楽集団。

² **市史編さん事業：** 本市の長い歴史・文化・民俗・自然に関する調査・研究の成果をまとめ「相馬市史」全9巻10冊を刊行する。

(4) 市民会館の利活用促進

市民会館は、市民の文化振興の拠点として、利用者が安全に安心して利用できるよう、適正な管理運営に努めながら貸館業務を行っていきます。また、文化振興に資するイベント等の開催申込が重複した場合には、両者とも実施できるよう積極的にコーディネイトを行います。加えて、自主事業を企画開催し、会館のさらなる利活用促進に努めます。

3. スポーツ

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツやレクリエーションは、様々な理由から制限されました。その結果、個人としては体力の低下や大会等の喪失などにより心身の健康保持への影響を生じさせ³、また社会としては、地域間の人流の不足が顕著になり経済的影響も及ぼしました。このように、スポーツ・レクリエーションは市民の健康増進や豊かな人間関係づくり、そして社会経済にとっても大きな意義を有していることから、生涯にわたりスポーツへの多様な関わりを通じて、生きがいや活力のある社会づくりを実現していく必要があります。

また、令和3年度に行われた調査では県内の肥満傾向児は全国平均を上回る⁴との結果が発表されました。子供たちの運動機会の提供と充実を図るうえでスポーツ少年団の存在は重要です。教育委員会として、スポーツ少年団の魅力と運動することで得られる効果を強く発信し、連携していく必要があります。

(2) スポーツを支える人材の育成と確保

少子高齢化に伴う人口減少は、競技者だけでなく指導者やコーチ、審判員などのスポーツを支える人材の不足という課題も生じさせています。これらの人材育成と確保に向けて、スポーツ推進委員や市体育協会等との連携や幅広い人材の発掘が求められています。

(3) スポーツ施設の維持管理と利活用促進

震災後各種支援等を受けて整備された相馬光陽サッカー場、相馬光陽ソフトボール場、相馬こどもドーム、相馬市民プールなどの施設に加えて、令和2年度に

³ 「コロナ禍における大学水泳選手の心理状態に関する内容分析」（九州大学大学院 教授 杉山佳生、中京大学准教授 草薙健太他）の研究による

⁴ 令和3年度学校保健統計調査による

はスポーツアリーナそうま第二体育館、相馬尾浜ビーチバレー場を整備しました。さらに令和3年度に予約方法のＩＴ化をはかり、手続きの簡素化を進めるなど利用しやすい環境を整えました。

また、度重なる地震被害により、特に甚大な被害を受けたスポーツアリーナそうまの大規模な復旧工事に取り組んできましたが、その他のスポーツ施設も老朽化が進んでおり、適切かつ迅速に修繕対応を進めなければなりません。

4. 学校教育

(1) 健全な心身の基礎を培う幼児教育の充実

平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立したことに伴い、本市は『相馬市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、幼児教育を教育の視点だけでなく、福祉・医療などのあらゆる分野との連携、そして幼稚園と家庭、地域社会が一丸となって子育て支援に取り組んでいます。

幼稚園においては、保護者や地域社会の期待と信頼に応える教育を行うために、教育に対するニーズを的確に把握し、開かれた幼稚園づくりを一層進めるとともに、保護者、地域等との連携・協力のもと、質の高い幼児教育の実現に努めることが必要です。

本市には小学校と併設した公立幼稚園が6園（公立幼稚園の園児数は年々減少しており、2園が休園中）と私立幼稚園が2園、認定こども園が1園あります。

このような状況を踏まえ、公立幼稚園は、併設する小学校はもとより保護者や地域、さらには市内私立幼稚園や認定こども園との連携をより一層図りながら運営していきます。

(2) 生き抜く力を育む学校教育の充実

市教育委員会では、本市学校教育の重点目標を「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜く子どもの育成」とし、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等、様々な面から子供たちの生き抜く力を育んでいくことはもとより、AI時代やグローバル社会を生き抜くための基盤となる「汎用的読解力」の向上とICT活用を学校教育の両輪と位置付け、取組を進めています。

特に「汎用的読解力」の向上のため、令和2年度からＲＳＴを活用し、本市児童生徒の現状把握とその結果を踏まえた授業改善に取り組み、成果を上げつつあります。

また、学校教育の充実、とりわけ学力向上のためには、家庭や地域との連携が重要であることからより一層計画的・組織的な取組が必要です。

（3）学校施設の復旧と教育環境の適正管理

令和4年3月に発生した福島県沖地震により、市内の全ての学校施設が被災しました。その復旧工事を進めるにあたり、児童生徒や教職員等の学校関係者の安全確保を第一とし、加えて授業への影響を最小限に抑えながら進める必要があります。

また、学校関係者が安全に安心して教育活動を行えるよう、これまで同様に各施設の法定点検や日常点検を遺漏なく実施し、必要に応じて修繕等を行わなければなりません。併せて、校地内外の樹木についても、日常の点検とそれに基づき危険物の除去、危険箇所の明示、立入禁止場所の設定等の対応を行う必要があります。

第2編 基本構想

第1章 基本理念

「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜くひとづくり」

我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図ることを目的に制定された教育基本法は、その第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と教育の目的を定めています。

本市では、この教育の目的と本市を取り巻く環境を踏まえ、本市の教育に関する基本理念を平成27年5月11日に開催した市総合教育会議で協議し「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜くひとづくり」と決定しました。

この基本理念を平成29年3月に策定した『相馬市教育振興基本計画2017』における基本理念に据え、『相馬市マスタープラン2017』で示した、目指すべきまちの将来像である「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ～子どもたちに希望を　青壯年にいきがいを　高齢者に安心を～」の実現に向け各種施策に取り組んできました。

本計画でも、本市の教育に関する基本理念である「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜くひとづくり」を引き続き基本理念とし、各種施策を展開していきます。

第2章 本市教育の将来像

教育基本法は第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とする生涯学習の理念を定めています。

現下の社会は、人口減少・高齢化、A I等のICT技術の革新、地球環境問題などにより将来の予測が困難な時代です。

この不透明な時代を乗り越え、持続可能な地域社会を構築するためには、市民一人一人が、将来ともに充実して暮らすことができるような資質や能力を身に付けられる教育、すなわち教育基本法第3条で定める生涯学習の理念を実現できる教育の実現を目指すことが必要です。そのため、義務教育、家庭教育、幼児期の教育、社会教育の各分野で「地域づくりを支え、心豊かに力強く生き抜くひとづくり」を基本理念に各種施策を展開していきます。

第3章 基本目標

本市教育の将来像の実現に向けて、各種分野における施策の展開を図ります。

第1節 生涯学習

1. 生涯学習推進体制の充実

市民一人ひとりが、デジタル化の恩恵を享受し、いきがいをもって暮らすために、生涯学習推進体制の整備充実を図り、多様な事業や学習内容の企画運営に努めます。

2. 青少年健全育成活動の充実

青少年の非行や問題行動を防止し、健全な育成を促進するため、各種団体や機関と連携し、社会環境の浄化活動の推進を図るとともに、家庭や地域の教育力を高めながら、体験活動やボランティアへの参加などを通して、心豊かでたくましい青少年を育成する環境づくりを図ります。

3. 男女共同参画社会づくりの推進

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわり無く、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の構築へ向けて、各種啓発行事の開催、情報の提供により意識の高揚を図ります。

4. ボランティア活動の充実

市民が社会の一員として地域活動に積極的に参加し、いきがいを感じができる環境づくりに努めます。そのため、まちづくり出前講座のボランティア市民講師や学校支援ボランティアの情報や活動機会の提供を推進します。

5. 地域間交流の推進

姉妹都市である千葉県流山市、北海道大樹町及び豊頃町との交流については、文化、スポーツ、教育や産業等、多方面にわたる交流を推進し、これまで培ってきた交流をさらに深めていきます。

6. 公民館活動の推進

公民館は、生涯学習の拠点として、教養の向上、生活文化の振興、健康の増進に努め、市民の学習ニーズやデジタル化する社会に対応した、学習の機会を提供するなど、地域に親しまれる公民館の活動と運営を推進します。また、市民の高齢化が進むなか、地域に引き継がれてきた伝統芸能・文化の保護や青少年健全育成の活動を進めることにより、地域を担う人材の育成を図り、健康で明るく、いきがいに満ちた地域づくりができる地域創生の拠点となるような公民館を目指します。

7. 図書館機能の充実

子どもから高齢者まですべての市民が豊かな人生を送れるよう、「地域の情報基地・知の拠点」として図書館機能の充実を図り、貴重な地域資料の収集・保存に努めるなど特色ある図書館づくりを目指します。

第2節 文化

1. 芸術文化振興策の充実

地域に根ざした多様な芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化事業の拡充や芸術文化団体等の育成支援に努めます。

2. 地域遺産の記録・配信

伝統行事や民俗芸能については、伝承者の育成と併せて、市史編さん事業を活用しながら記録保存を図るとともに、『相馬市史』全9巻10冊の刊行を進めます。

3. 文化財の拡充と活用

歴史資料収蔵館及び郷土蔵については、歴史資料や民俗文化財等の調査研究、収集整理、保存管理、教育普及に努め、来館者自らが歴史や文化について考え発見できる施設として充実を図るとともに、文化財の調査研究と保存・継承、展示・公開を行い市民の教養を育みます。

4. 身近な文化振興の拠点としての市民会館

市民会館では、大規模なイベントから各種団体の練習、作品の展示まで、様々な文化活動を後押しするため、利用相談・調整に当たるとともに、職員自らの創意工夫による自主事業の企画開催にも力を入れます。

市民にとって、「使いたい・使いやすい」市民会館、そして文化振興の拠点を目指した施設運営に努めます。

第3節 スポーツ

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限によって、スポーツ・レクリエーション活動などが制限された結果、体力の低下やストレスの増加など日常生活にも支障が及んだといわれています。また、新型コロナは本市のスポーツ等への参加人口も減少させています。

このことから、スポーツ・レクリエーション活動の人数を増やすため、幼少期から青・壮・老年期までの多様な世代の方々が「する」「みる」「ささえる」とい

う一つの方法に限らない形で、それらの活動に参加できる環境づくりを進めます。

2. スポーツを支える人材の育成と施設の維持管理

コロナ禍とあわせて社会の少子高齢化もスポーツ活動の人口減少に拍車をかけています。地域においてスポーツを継続的に楽しむためにも、スポーツを支える人材、中心となる人材の育成に取り組んで行く必要があります。

これらの課題への対応を含めたスポーツの振興に向けて、スポーツ推進委員や体育協会などの関係団体との連携強化に取り組みます。加えて、老朽化の進む施設の適切な環境整備に努めます。

第4節 学校教育

1. 健全な心身の基礎を培う幼児教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、社会の変化に対応し、幼児教育を実りの多い豊かなものにするために、保育の質的改善を図るとともに、魅力ある幼稚園運営に努めます。また、家庭や地域との連携を強化し、生き抜く力の基礎を培う幼児教育の充実を図ります。

2. 生き抜く力を育む学校教育の充実

義務教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととする目的として行うものです。

引き続き、本市の子供たちにA I 時代やグローバル社会を生き抜くために必要な力を身に付けさせることを重点課題として、R S T等を活用した「汎用的読解力」の向上とI C T活用を学校教育の両輪に位置付けた教育を進めるとともに、学習指導、道徳教育、生徒指導、体育・健康に関する指導等の充実に努めます。

また、様々な教育活動を円滑に実施し、その効果を高めるためには、学校と家庭や地域との連携協力が必要不可欠なことから、よりお互いの理解が深まるよう手立てを講じていきます。

3. 学校施設の復旧と教育環境の適正管理

学び舎である学校施設は児童生徒や教職員等の学校関係者が安全安心に使用す

るため次の対応を行います。

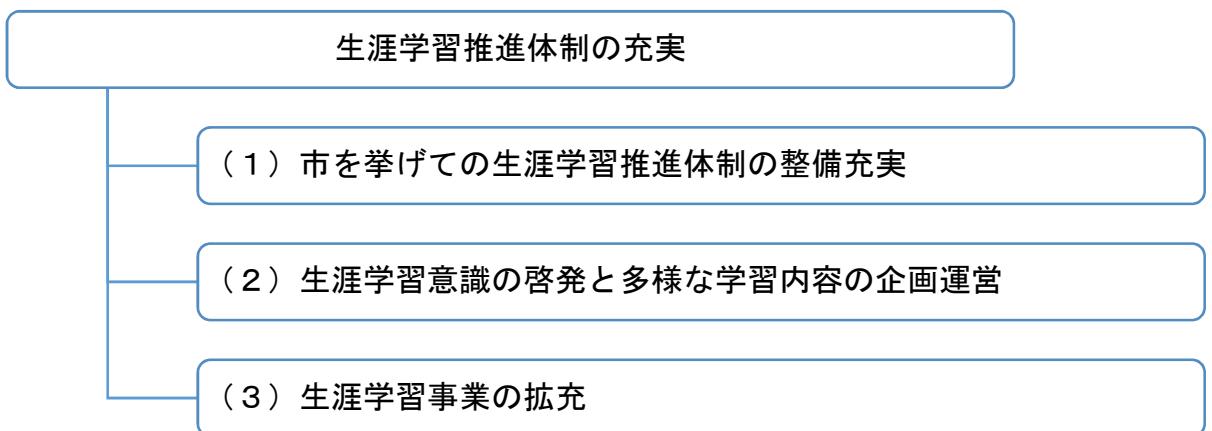
- ①令和4年3月に発生した福島県沖地震災害の復旧工事については、工事施工中の学校関係者の安全確保と円滑に工事を実施するため、学校関係者や施工事業者との協議を綿密にして進めるとともに、早期工事完了に向け、工程管理を適切に行います。
- ②各施設の法定点検や日常の点検により異常が判明した場合は、迅速かつ適切な修繕を行うことを基本としつつ、既存施設の有効活用により代替することの可能性も検討します。
- ③校地内外の樹木については、他県で発生した痛ましい事故の教訓を忘れることなく、点検と必要な対応を行います。また、校地外の樹木で学校関係者や学校施設へ危険を及ぼす可能性があるものについては、所有者に適切な管理を求めています。

第3編 基本計画

第1章 生涯学習

第1節 生涯学習推進体制の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 市を挙げての生涯学習推進体制の整備充実

生涯学習による真に豊かで潤いのあるまちづくりを進めるため、生涯学習推進本部が中心となり、市を挙げて生涯学習に関する施策を推進できるよう、生涯学習関係機関・団体との連携強化を図り、体制の整備充実に努めます。

主な施策

- ◆ 生涯学習関係機関・団体との連携強化

(2) 生涯学習意識の啓発と多様な学習内容の企画運営

市民が自らの教養を高め、文化に親しみながら豊かな人生を送るために、生涯を通して学びつづける意義を広く認識していただくよう生涯学習だよりの発行等により啓発活動を行います。

また、学習意欲に対しては、新たなデジタル技術を利用活用するなど、いつでも、どこでも応えることができるよう企画運営に努めます。

主な施策

- ◆ 相馬市まちづくり出前講座の充実
- ◆ 生涯学習だよりの発行
- ◆ ソーシャルメディアを活用した情報発信

(3) 生涯学習事業の拡充

市民の学習ニーズの把握に努め、学習体系と学習内容の見直しを行いながら事業の拡充を図ります。また、生涯学習に対し関心が薄いとされる男性や若い世代などを中心に、幅広い年齢層の参加促進を図ります。

主な施策

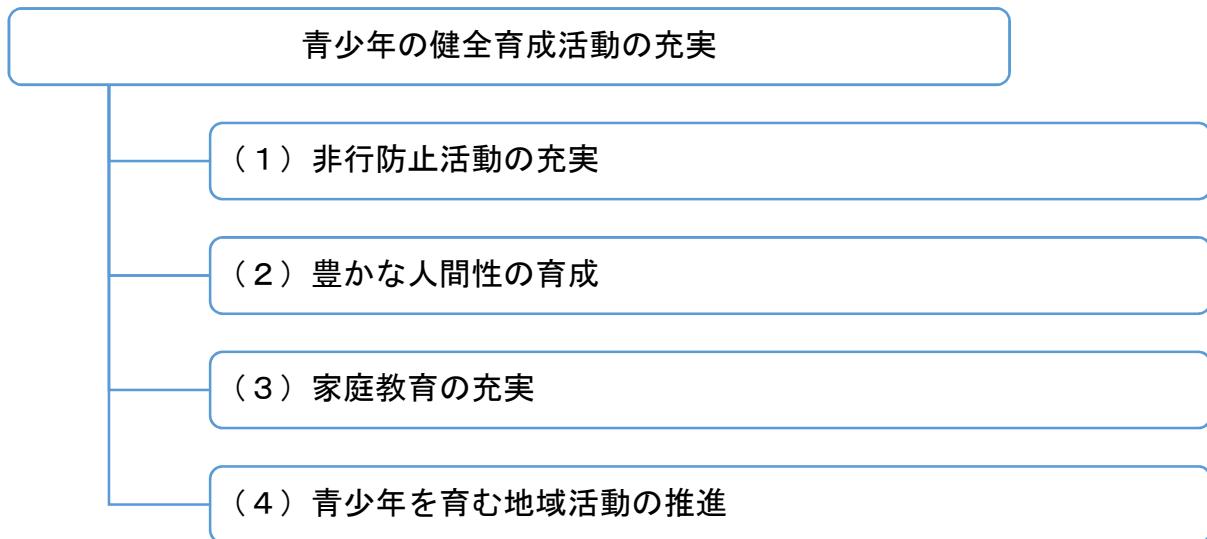
- ◆ 学習内容・機会の充実
- ◆ 広域連携学習の推進

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
まちづくり出前講座の実施回数	41件	70件

第2節 青少年の健全育成活動の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 非行防止活動の充実

非行防止活動の充実に向け、少年センター補導員活動の活性化を図るなど、非行防止対策を推進するため関係諸団体の連携強化を図ります。

主な施策

- ◆ 少年センター活動の充実
- ◆ 青少年健全育成市民会議活動の充実
- ◆ 子と親の学習機会の提供
- ◆ 家庭児童相談体制の充実

(2) 豊かな人間性の育成

青少年健全育成市民会議の活動を通して、心と身体の健全な育成を図る環境づくりと、青少年指導者等の育成を図ります。

主な施策

- ◆ 少年の主張相馬大会の開催
- ◆ 地域活動団体・指導者の育成

◆ 体験活動・ボランティアの推進

(3) 家庭教育の充実

親子が一緒に参加できる講座やイベントを開催し、学校・地域と連携しながら家庭教育の支援と充実に努めます。

また、子供たちのインターネットやゲームへの過度のメディア依存は、基本的な生活習慣が乱れ、学習時間や家族のふれあう時間の減少などの弊害が指摘されていることから、相馬市立学校 P T A 連絡協議会の「携帯・スマホ等使わせ方宣言」の取り組みを促進します。

主な施策

- ◆ 各種講座・研修会の開催
- ◆ 「携帯・スマホ等使わせ方宣言」の取り組みの促進

(4) 青少年を育む地域活動の推進

青少年の自主的な地域活動や社会参加を促進するため、青少年を地域で育む気運の醸成を図ります。

主な施策

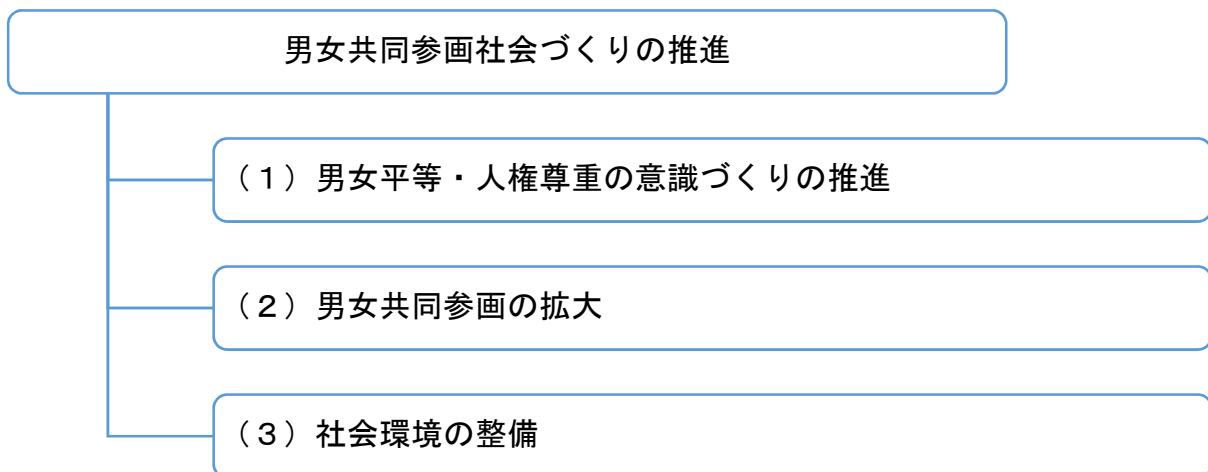
- ◆ 青少年健全育成団体へ補助金等の交付

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
顕著な活動をしている 青少年健全育成団体数	11 団体	37 団体

第3節 男女共同参画社会づくりの推進

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 男女平等・人権尊重の意識づくりの推進

男女が共に対等な存在として、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、だれもが「自分らしく」生きられるような、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けた男女平等・人権尊重の意識づくりを推進します。

主な施策

- ◆ 男女共同参画の啓発

(2) 男女共同参画の拡大

各種女性団体の育成と支援を推進し、行政の意思決定における女性の参加を促進するよう努めます。

主な施策

- ◆ 女性団体の育成・支援
- ◆ 各種審議会や委員会において女性委員の登用率を高める

(3) 社会環境の整備

労働の分野における雇用環境の整備はもちろんのこと、賃金や待遇面で男女の格差がない就労環境の整備等、女性も能力を発揮して働きやすい環境づくりの取り組みを働きかけます。また、近年多発する災害への備えや対策として、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立にも取り組みます。

主な施策

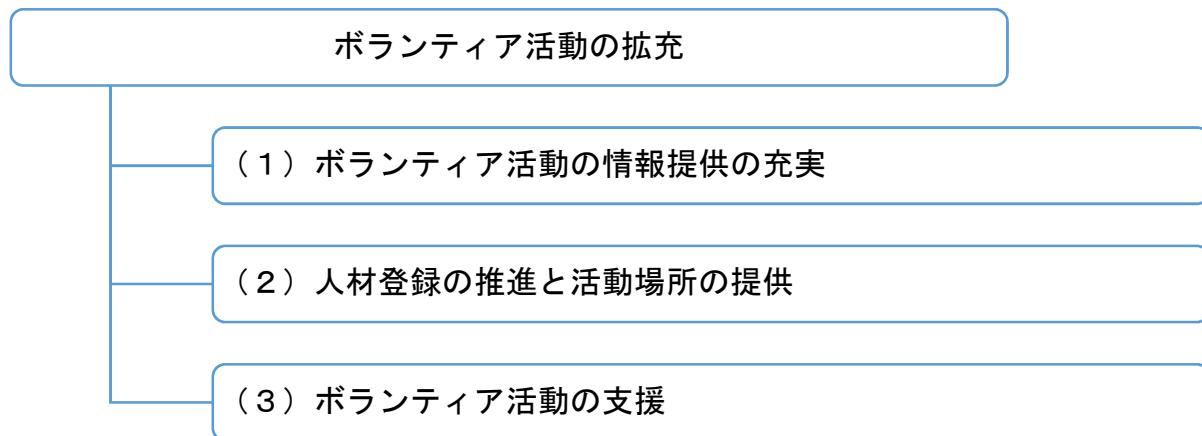
- ◆ 各種講座の開設、情報の提供
- ◆ 子育て・介護支援などの学習機会の提供

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
審議会等における女性委員の登用率	18.8%	40%

第4節 ボランティア活動の拡充

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) ボランティア活動の情報提供の充実

市民が社会の一員として一人ひとりのライフスタイルに応じて、地域活動に積極的に参加できるよう、まちづくり出前講座のボランティア市民講師に関する情報の提供を進めます。

主な施策

- ◆ まちづくり出前講座のボランティア市民講師に関する情報の提供

(2) 人材登録の推進と活動場所の提供

まちづくり出前講座のボランティア市民講師登録の推進を図るとともに、個人の能力が効果的に発揮できるように活動場所の提供に努めます。

主な施策

- ◆ ボランティア活動場所の提供

(3) ボランティア活動の支援

ボランティア活動を推進するため、ボランティア活動を支援する体制づくりを進めます。

主な施策

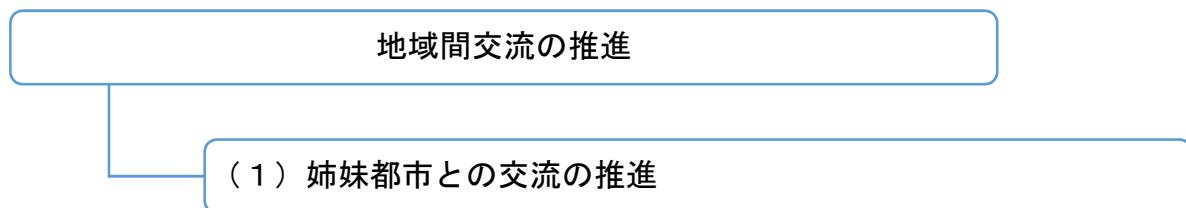
- ◆ ボランティア活動支援体制の整備

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
年間のまちづくり出前講座ボランティア市民講師活動実績	17件	25件

第5節 地域間交流の推進

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 姉妹都市との交流の推進

流山市とは少年スポーツ（野球、サッカー、剣道）の交流を通し、また、大樹町と豊頃町とは、小学5、6年生の子ども使節団交流及び文化交流を通して互いの親善を深めます。

主な施策

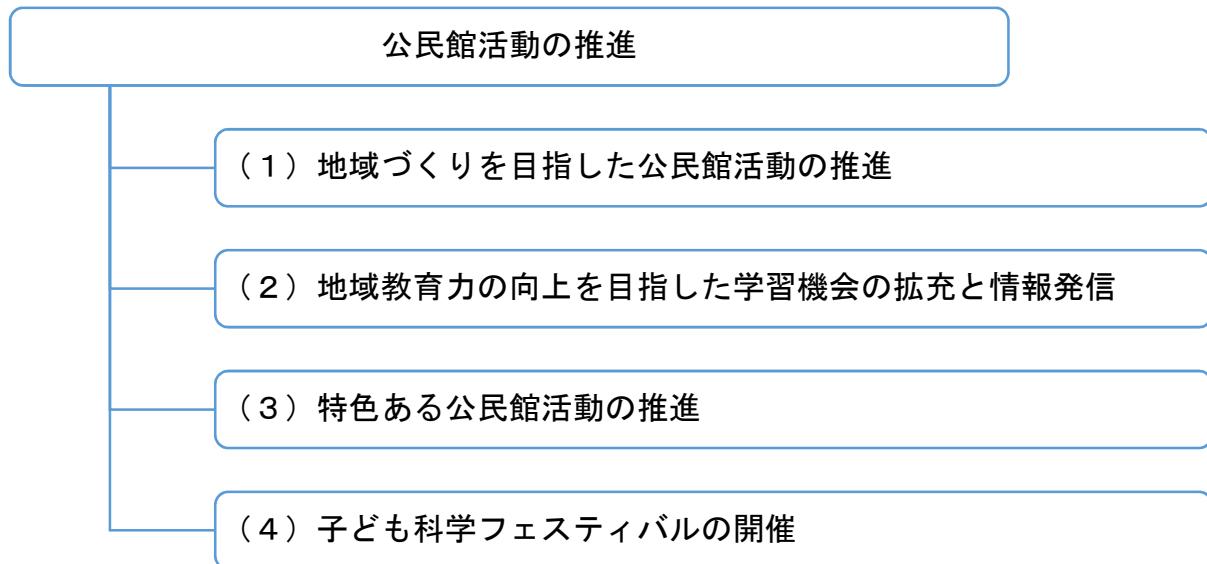
- ◆ 姉妹都市交流の推進
- ◆ 地域資源の活用

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
大樹・豊頃町少年親善 使節団団員数	19人	25人

第6節 公民館活動の推進

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 地域づくりを目指した公民館活動の推進

地域の青少年健全育成のため、社会教育指導員を中心として、学校との連携を図りながら、子どもの学びサポート事業を活用し、学習支援を推進します。また、公民館の学習に必要な講師の把握に努め、活動の場所を提供するなど、指導者の発掘と活用に努めます。さらに、学習発表の場を提供することにより学習意欲の促進を図るため、学習発表会の開催を支援します。

運転免許証の返納などにより交通手段のない高齢者などに対して、学習の機会と地域住民との交流の場を提供するため、自宅から公民館まで送迎を行います。

主な施策

- ◆ 子どもの学びサポート事業を活用した学習支援の推進
- ◆ 講師の発掘と活用
- ◆ 学習発表会の開催
- ◆ 交通手段のない高齢者などに対する送迎の実施

(2) 地域教育力の向上を目指した学習機会の拡充と情報発信

仲間づくりや体験学習の機会の提供、各種教室への活動支援及び家庭教育講座の開催など、地域教育力の向上を目指した学習機会の拡充に努めます。また、公民館だよりやSNSを活用し、市民に対して利用促進を図るため、積極的な情報発信に努めます。

主な施策

- ◆ 仲間づくりの機会の提供
- ◆ 各種教室への活動支援
- ◆ 家庭教育講座の開催
- ◆ 公民館だよりの発行、ホームページ及び広報誌への掲載
- ◆ SNS（LINE）を活用した特別企画講座の受講生の募集

(3) 特色ある公民館活動の推進

「地域の住民が健康で明るくいきがいに満ちた豊かな地域づくり」と併せて、市民が誰一人取り残されないデジタル社会を目指し、ライフステージに応じたデジタルリテラシーの向上や、地域住民の学習ニーズに対応した各種教室、講座等の開設に努めるとともに、地区ごとに培われてきた特色ある事業を継続・発展させることにより、各地区の独創的な地域づくりを支援します。

主な施策

- ◆ 全ての公民館… スマートフォン講座
- ◆ 中央公民館 … 報徳講座、女性教室、中央シルバー塾等
- ◆ 東部公民館 … のびのび学級、吹矢教室等
- ◆ 大野公民館 … サマースクール事業、健康づくり事業等
- ◆ 飯豊公民館 … 公民館まつり、ハゼッ子教室等
- ◆ 八幡公民館 … ふるさと伝承教室、地域ふれあい教室等
- ◆ 山上公民館 … 里山ハイキング教室、ふるさと教室、少年仲間づくり教室等
- ◆ 日立木公民館… すみれ学級、英語教室、青少年健全育成活動
三世代交流スポーツ大会等
- ◆ 磯部公民館 … いそべ絆づくり教室、健康ピンポン教室、民舞踊教室等
- ◆ 玉野公民館 … 成人教室、健康マージャン教室、ラージボール卓球教室等

(4) 子ども科学フェスティバルの開催

次世代を担う子供たちに科学の楽しさや魅力を伝え、科学技術に対して興味、関心を高める機会を提供するため、市内外の多くの団体の協力を得ながら「相馬市子ども科学フェスティバル」を開催します。

主な施策

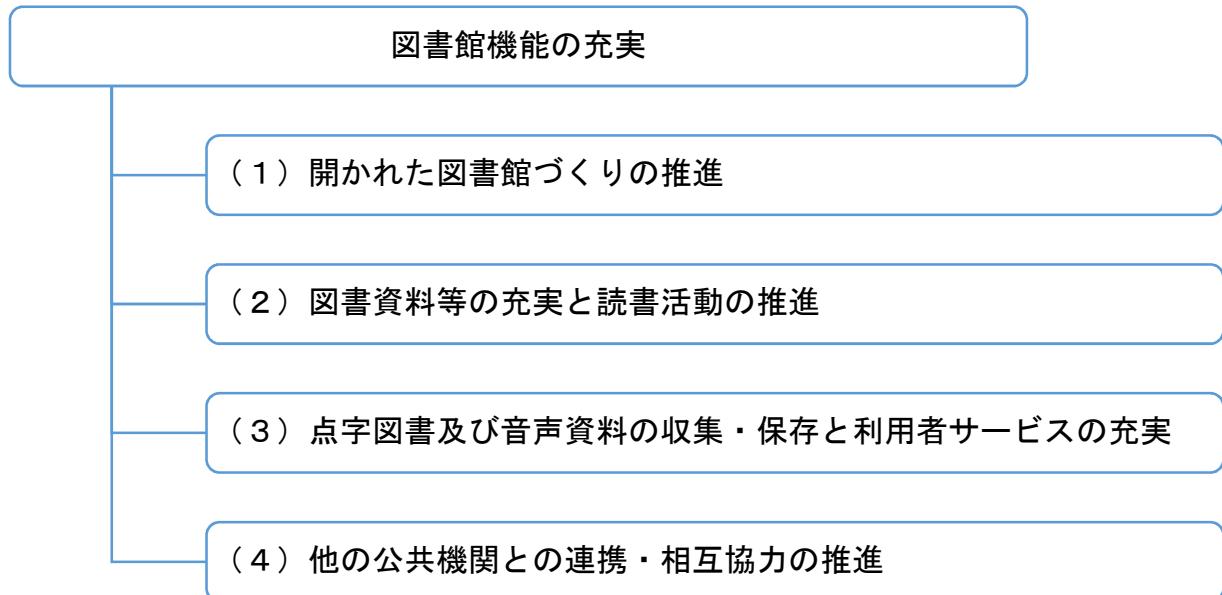
- ◆ 地域社会との連携
- ◆ 地域企業、団体との連携

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
学習発表会の 入場者数	800人	2,600人
子ども科学フェスティバル入場者数（子ども）	367人	700人

第7節 図書館機能の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 開かれた図書館づくりの推進

誰もが利用しやすく親しまれる、魅力のある図書館づくりを目指し、利用者の知識欲や読書ニーズに対して質の高いサービスを提供できるように努めます。また、利用者の要望に応え、責任をもって資料や情報の提供ができるようレファレンスサービスなどの向上に努めます。

主な施策

- ◆ 図書館職員の知識の向上を図るための研修参加と専門職（司書）の確保
- ◆ 利用者の求めるニーズの調査と分析

(2) 図書資料等の充実と読書活動の推進

図書資料等をバランスよく収集し、合理的に整理・保存し提供するとともに、地域の過去から現在までの資料の収集・保存に努め、適切な図書館運営を図ります。

また、子どもの発達段階に応じた読書活動の支援や、図書資料の充実により、生涯にわたる読書習慣を身に付け、すべての市民が読書に親しめるよう読書活動を推進します。

主な施策

- ◆ 蔵書収集計画の立案と計画に基づく図書資料の収集
- ◆ 地域資料の収集・整理、保存とデジタル化の推進
- ◆ 図書別置展示による利用促進と読書関連イベントの開催
- ◆ 読み聞かせ会の開催と活動者の養成
- ◆ ブックスタート事業の充実

(3) 点字図書及び音声資料の収集・保存と利用者サービスの充実

運営面と機能面での設備の充実を図るとともに、ボランティアの協力を得ながら、点字図書資料と音声資料の収集・保存に努めます。また、点字図書資料等の郵送サービスなど質の高いサービスを効果的に提供しながら、収集した点字資料等の利用促進を図ります。

主な施策

- ◆ 利用者の利便性の確保
- ◆ 資料の収集・整理、保存と利用促進
- ◆ 点訳ボランティアとの連携・相互協力の推進

(4) 他の公共機関との連携・相互協力の推進

子どもから高齢者まですべての利用者のニーズを満足させるには、他の公共図書館との連携・相互協力による資料等の広域利用が必要であることから、連携強化と情報の交換や図書資料等の相互貸借の促進に努めます。また、豊かな言語力を育成する読書活動の取り組みは、学校との関係も重要であることから、市内小・中・高校図書室との連携強化と情報交換、相互協力を推進します。

主な施策

- ◆ 他の公共図書館との連携・相互協力の強化
- ◆ 市内学校との連携・相互協力の推進
- ◆ 図書館見学と職場体験学習の受入

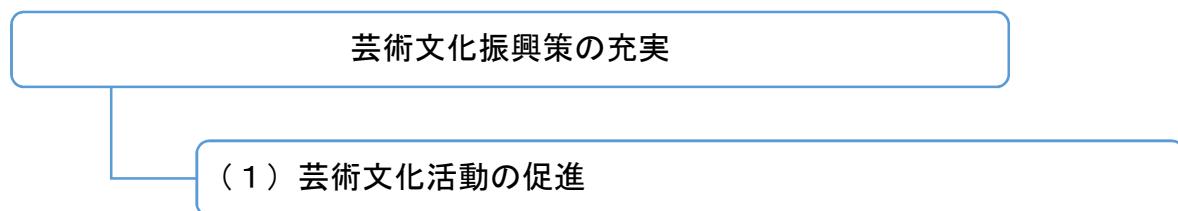
3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
市民1人あたりの貸出冊数	2.5冊	3.0冊

第2章 文化

第1節 芸術文化振興策の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 芸術文化活動の促進

総合美術展覧会や芸術文化奨励金の交付等により、市民の自主的な芸術文化活動への参加を奨励し、芸術・文化の意識の高揚を育みます。また、音楽の郷づくり事業等の推進により、芸術鑑賞の機会と発表の機会の充実に努めます。

主な施策

- ◆ 芸術文化活動の情報提供
- ◆ 音楽の郷づくり事業の推進
- ◆ 総合美術展覧会の実施
- ◆ 市民ギャラリーの利用促進
- ◆ 芸術文化奨励金の交付

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
音楽の郷づくり事業 公演年間回数・入場者数	2回・196人(R3)	4回・400人
市民ギャラリー 年間利用日数	24日	100日

第2節 地域遺産の記録・配信

1. 施策の体系

地域遺産の記録・配信

(1) 歴史的伝統文化の保存伝承

2. 施策の具体的内容

(1) 歴史的伝統文化の保存伝承

地域に伝わる歴史的伝統文化の保存、伝承を図るために、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」をはじめ、各地区に伝承されている神楽や民俗芸能及び民謡などを継承している関係団体と連携し、伝承者の確保、育成を行うとともに、用具の保存伝承を進めます。また、本市の貴重な文化財であり、歴史的シンボル空間でもある相馬中村城跡の保存・整備を推進します。

主な施策

- ◆ 後継者の育成（子ども民謡教室）
- ◆ 中村城跡の保存・整備
- ◆ 相馬市史編さんの実施（記録保存の推進）

第3節 文化財の拡充と活用

1. 施策の体系

文化財の拡充と活用

(1) 各種調査資料の展示・公開

2. 施策の具体的内容

(1) 各種調査資料の展示・公開

地域文化の向上と発展に資するため、歴史資料収蔵館及び郷土蔵等に収蔵する文化財の調査研究、収集整理や保存管理を進めるとともに、収蔵資料の展示・公開に努めます。また、インターネット上で文化財を閲覧できるデジタルミュージアムによる公開に努めます。

主な施策

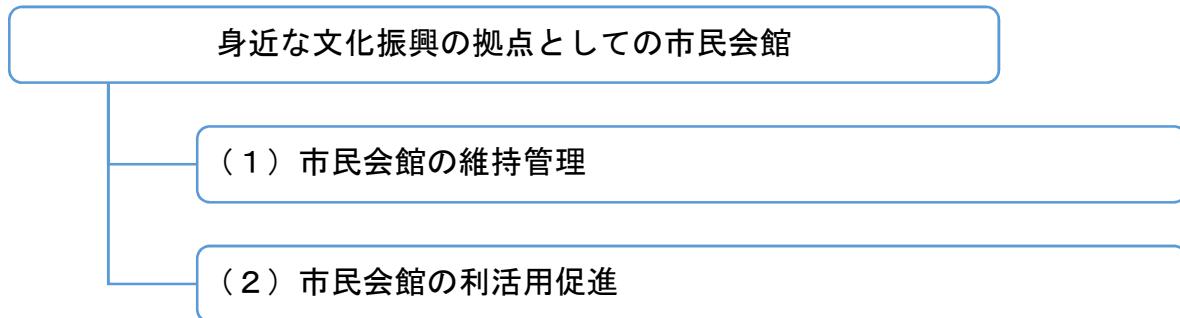
- ◆ 歴史資料収蔵館における常設展、特別展の開催
- ◆ 文化財調査の充実
- ◆ 歴史資料収蔵館機能の整備
- ◆ デジタルミュージアムの閲覧公開

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
歴史資料収蔵館特別展 の年間入場者数	0人	1,500人

第4節 身近な文化振興の拠点としての市民会館

1. 施策の体系



2. 施策の具体的内容

(1) 市民会館の維持管理

利用者が安全に安心して利用できるよう、適正な管理運営に努めながら貸館業務を行います。

(2) 市民会館の利活用促進

大規模なイベントから各種団体の練習、作品の展示まで、様々な文化活動を後押しするため、利用相談・調整に当たります。また、市民の文化振興に資するイベント等の開催申し込みが重複した場合には、両者とも実施できるよう積極的にコーディネイトを行います。さらに、職員自らの創意工夫による自主事業の企画開催にも注力し、利活用促進に努めます。

市民にとって「使いたい・使いやすい」市民会館、そして文化振興の拠点となる施設を目指しながら、一層の利活用促進を図ります。

主な施策

- ◆ 施設の適正な維持管理
- ◆ 自主事業の企画開催
- ◆ 利用者本位の職員対応、及び接遇能力の向上
- ◆ 市のホームページ、広報そうま等による施設のPR

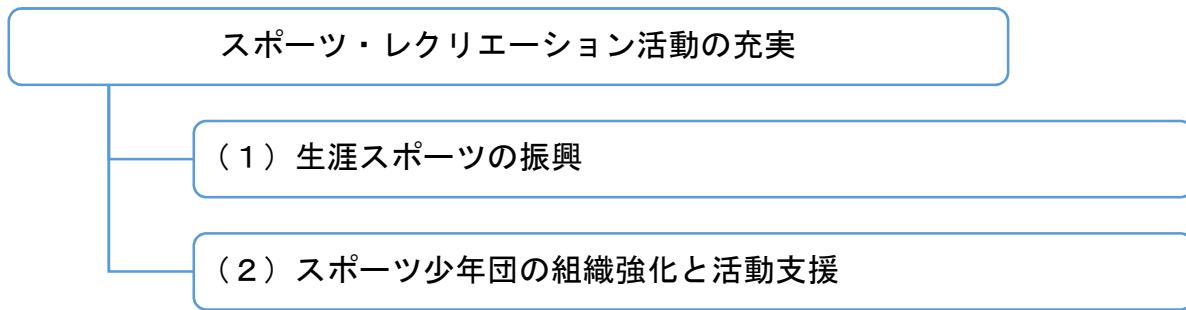
3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
市民会館年間入場者数	26,888人	50,000人

第3章 スポーツ

第1節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 生涯スポーツの振興

生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を日常の中で「する」ことは、市民一人ひとりの健康の保持増進につながります。また、それらの活動は様々な立場にある市民が「とも」に活動し、それぞれの「つながり」を持てるため、豊かな人間関係をつくることもできる欠かせない社会活動の一つとなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大はそれらの活動を制限してしまいましたが、スポーツ・レクリエーションの推進体制の整備・充実や、各スポーツ団体、スポーツ推進委員、各地区公民館及び学校関係機関、健康・福祉関係機関との有機的な連携に努め、スポーツに関連する各団体がコロナ後の活動を充実したものにできるように適切な支援を行います。また、市主催の大会やイベントを多くの市民が「参加（する）」し、「みる」ことのできるよう、広報等に改善を加えるとともに各団体や支援団体等が開催するスポーツイベントへの協力を進めます。

主な施策

- ◆ スポーツ推進員との連携
- ◆ スポーツNPO団体との連携
- ◆ 市体育協会・レクリエーション協会の組織・機能強化
- ◆ スポーツイベント・大会の開催と支援

- ◆ 市広報紙・SNS等によるイベント・大会等の周知

(2) スポーツ少年団の組織強化と活動支援

社会の少子高齢化が進んでいることやスポーツニーズの多様化によりスポーツ少年団の登録数は、この間、減少傾向となっており、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和2年度には登録団体数、登録者数ともに急速に減少しました。

幼少期から若年期にスポーツ活動を行い、基本的な運動能力を身に付けることは、身体活動の維持や後年になってからの再開を容易にするとの研究⁵もあり、この期間にあたるスポーツ少年団の活動は、成人後の運動習慣にも深く関連していると言われます。スポーツ少年団活動は、競技スポーツやアスリートのトップクラスの選手の育成だけでなく、地域スポーツ団体の持続的な形成の基礎となる組織となっていることからも適切な活動支援を進めます。

主な施策

- ◆ スポーツ少年団の活動支援
- ◆ スポーツ少年団指導者の育成と確保

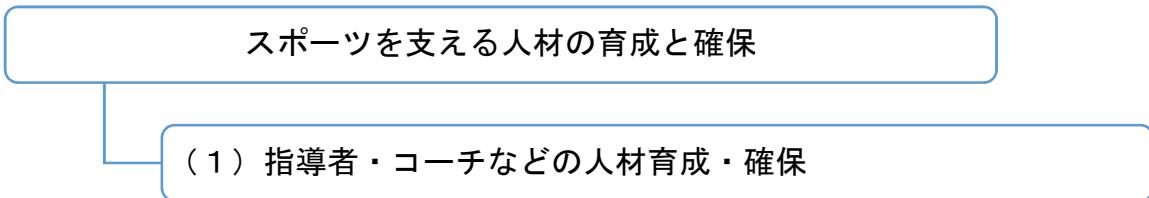
3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R4）	目標数値（R9）
市民体育祭参加者数	1,275人	1,500人
小中学校児童生徒数に占めるスポーツ少年団員の登録者数の割合	15.6%	21.0%

5 「高齢女性の健康関連生活習慣と幼少期における身体活動の関係」（東邦大学医学部 教授 小島光洋）にて Telama の先行研究を引用

第2節 スポーツを支える人材の育成と確保

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 指導者、コーチなどの人材育成・確保

昨今の人口減少社会は、スポーツ少年団の登録者数の減少だけでなく、スポーツ活動を支える人材不足という課題を生じさせています。スポーツ・レクリエーションを楽しみながら競技を行うには、指導者、コーチ、審判員、トレーナーの他、スタッフ、ボランティアなど様々な「ささえる」方々の協力が必要になります。

スポーツを「ささえる」人材の育成と確保をはかるため、スポーツ推進委員や市体育協会等関係機関との連携・協力を進め、人材の育成確保と指導体制の整備に努めます。また、これまで市が対象者を限定して開催していたスポーツ指導者講習会に一般参加者を含めるなどの改善をはかり、さらなる人材の発掘を進めます。

主な施策

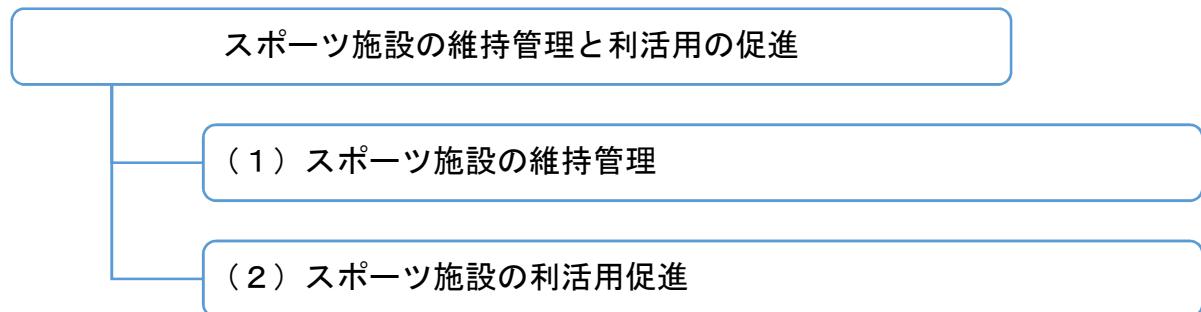
- ◆ 地域スポーツ指導者等の育成と確保
- ◆ 競技スポーツ指導者等の育成と確保
- ◆ レクリエーション・ニュースポーツ等の指導者の育成・確保

3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
スポーツ指導者講習会の参加者数	22人	100人

第3節 スポーツ施設の維持管理と利活用の促進

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) スポーツ施設の維持管理

度重なる地震災害により、各スポーツ施設は甚大な被害を受けました。特にスポーツアリーナそうまは第一体育館の被害が甚大だったことから大規模な復旧工事に取り組んできました。また、他の施設も老朽化が進んでおり改修工事などを計画的に進める必要があります。さらに、改修にあたっては高効率照明器具等による環境負荷の低減を検討します。引き続き、利用者のニーズを踏まえた施設運営の改善に努めるとともに、指定管理者等と連携を密にし、施設の維持管理に努めます。

(2) スポーツ施設の利活用促進

令和3年度にはオンラインにより施設の利用状況の確認や予約手続きができる環境を整備しました。引き続き、利用者の利便性の向上に努めます。

また、これらの施設を利用した各種スポーツ・レクリエーション大会や競技団体等が開催するスポーツイベントを支援します。

主な施策

- ◆ 既存スポーツ施設の適切な維持管理
- ◆ 市ホームページ・SNS等による施設の利用案内

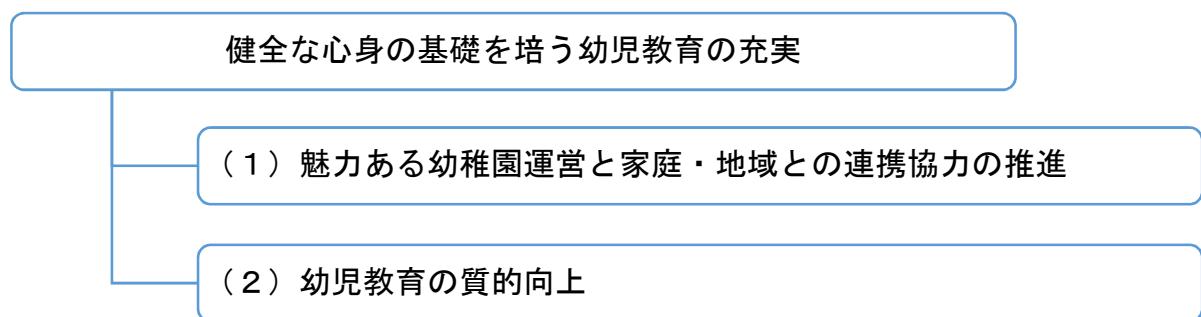
3. 設定すべき目標

項目	現況数値（R3）	目標数値（R9）
市内スポーツ施設の利用人数	273,426人	300,000人

第4章 学校教育

第1節 健全な心身の基礎を培う幼児教育の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 魅力ある幼稚園運営と家庭・地域との連携協力の推進

幼稚園は、幼児が集団生活を行い、遊びを通して豊かな心と体を育み、小学校以降の生活や学習の基盤を育成する場であります。そのため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿『10の姿』」をイメージしながら、小・中学校への学びへの接続がスムーズになるよう、小学校と連携した取組を進めます。

また、幼児や保護者にとって魅力ある幼稚園であるために、教育に対するニーズを的確に把握し、開かれた幼稚園づくりを一層進めるとともに、保護者や地域、関係機関等との連携・協力のもと、地域社会全体で幼児を育成するような支援体制づくりに努めます。

主な施策

- ◆ 小学校教育へのスムーズな移行のための連携充実
 - ・スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムの活用
- ◆ 園だより、学級だより、ホームページ等による広報活動の推進
- ◆ 特別支援教育支援員の配置
- ◆ 預かり保育の継続
- ◆ 子育て支援教室の開催
- ◆ 幼稚園運営の充実・改善（保護者アンケートの実施）

(2) 幼児教育の質的向上

子育ての環境が多様化していくなかで、幼児教育の果たす役割も大きく変わってきています。特別支援教育や食育等についても幼児教育のなかで取り組んでいくことが求められており、そのために指導者自らが意欲的に自己啓発研修に励み、指導力を向上できるよう支援します。

また、併設幼稚園であることの強みを生かし、指導面での幼小連携も進めてまいります。

主な施策

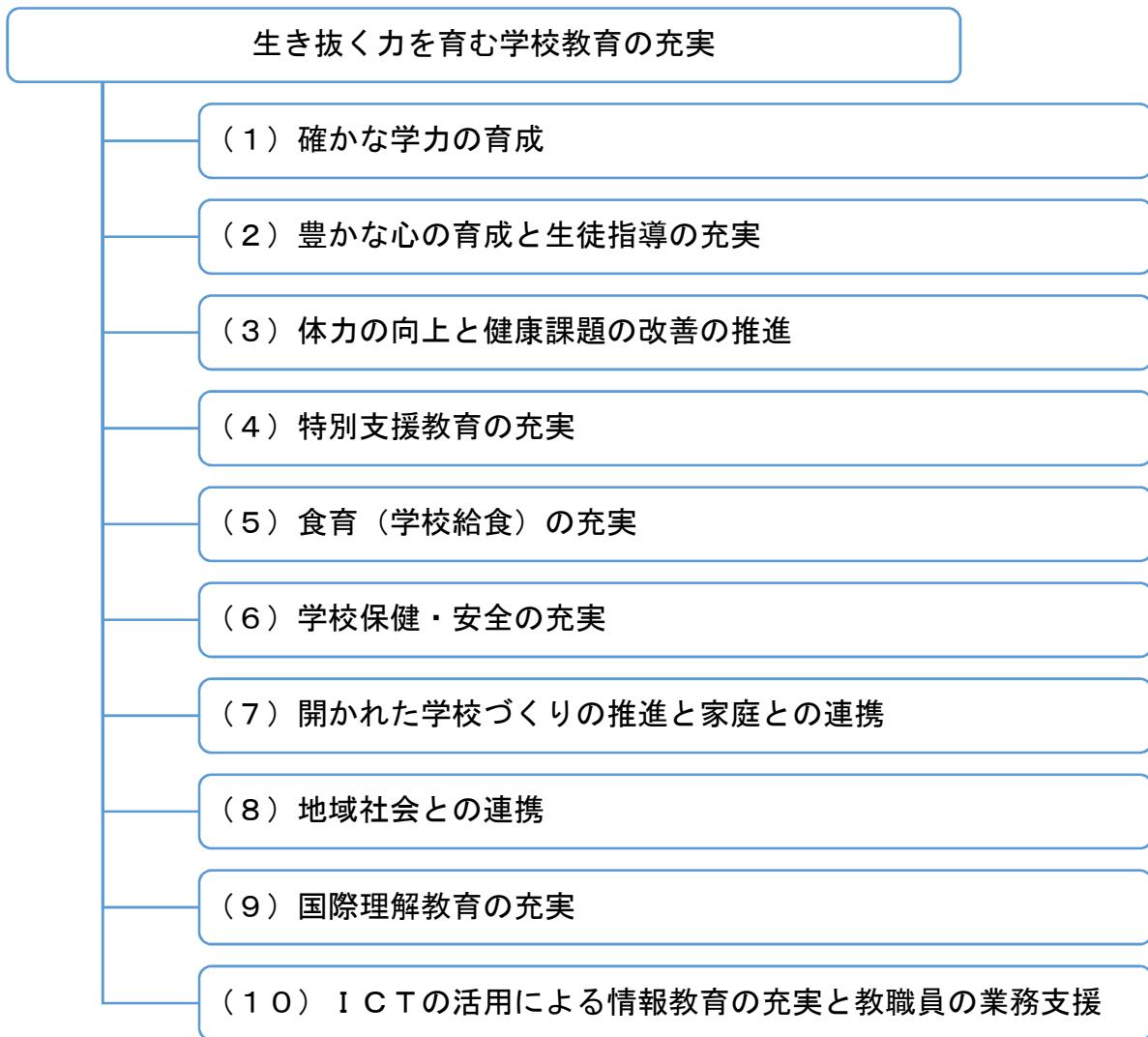
- ◆ 各種研修会への積極的参加
- ◆ 園内研修の充実
- ◆ 学校訪問での指導力向上に向けた指導
- ◆ 小学校と連携した行事等の実施

3. 設定すべき目標

項目	現況数値 (R 4)	目標数値 (R 9)
保護者アンケートの「子どもは、幼稚園に行くことを楽しみにしている。」で「そう思う(よくあてはまる)」と回答した保護者の割合	85.7%	95.0%
保護者アンケートの「幼稚園の教育方針等について関心を持っている。」で「そう思う(よくあてはまる)」と回答した保護者の割合	80.4%	90.0%

第2節 生き抜く力を育む学校教育の充実

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 確かな学力の育成

本市では、児童生徒に基礎的な知識、及び技能を習得させるとともに、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、R S Tを活用した「読解力向上」と I C T活用を学校教育の両輪として位置付け、教師一人ひとりの授業の質的改善に努めます。

また、学校で履修したことを定着させ、加えて自ら学ぶ習慣を身に付けさせるた

めには家庭学習の充実が必要不可欠なことから、家庭と連携しながら取り組んでいきます。

主な施策

- ◆ R S Tを活用した読解力向上への取組
- ◆ I C Tの積極的な活用
- ◆ 公立学校研究指導員を中心とした校内研修の充実
- ◆ 学力向上推進会議委員を中心とした各学校のI C T活用力の向上
- ◆ 指導主事による各校の授業改善等の支援
- ◆ 家庭と連携した家庭学習の取組
- ◆ 新聞活用事業
- ◆ 成績優秀者表彰制度

(2) 豊かな心の育成と生徒指導の充実

生命の大切さや思いやりの心、規範意識の醸成等、豊かな心を育成するため、道徳教育や生徒指導の充実を図ります。また、子ども一人ひとりの個性や心理状態に応じた指導に努め、人間的な触れ合いのある温かい学級の雰囲気を醸成します。

併せて、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、子供たちの心のケアや成長のサポート、保護者の心のケアにも取組みます。さらに、エルシスティマ・ジャパンと連携し、音楽をとおした情操教育の充実を図ることで、児童生徒の生きる力を育んでいきます。

主な施策

- ◆ 各校への道徳教育の充実への支援
- ◆ 親和的な学級づくりへの支援 (Q—Uアンケート)
- ◆ いじめ・不登校の実態把握 (早期発見・早期対応)
- ◆ 適応指導教室の充実
- ◆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの継続的な配置
- ◆ N P O法人相馬フォロアーチームと連携した心のケア
- ◆ メンタルヘルスサポート事業による児童生徒と保護者や教職員の心のケア
- ◆ 要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携 (虐待・ヤングケアラー対応)
- ◆ エルシスティマ・ジャパンとの連携

(3) 体力の向上と健康課題の改善の推進

体力と健康は、確かな学力や豊かな人間性を培ううえで極めて重要な要素です。本市の次代を担う子供たちの心身の健全な発育のために、児童生徒が自ら体力の向上と健康課題の改善に取り組む態度の育成に努めます。

主な施策

- ◆ 新体力テストの実施と課題改善に向けた指導助言
- ◆ 自分手帳の活用
- ◆ フッ化物洗口の継続
- ◆ 家庭と連携したよりよい生活習慣の形成（情報モラル教育）
- ◆ 健康に関する指導の充実（肥満傾向児対策等）

(4) 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な児童生徒や障がいのある児童生徒を多方面から把握し、学校内での共通理解のもと、全職員で取り組み、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を展開し、学校生活の支援を充実させるとともに、個々の能力を最大限に伸ばすために、「特別支援教育支援員」の適正な配置に努めます。

主な施策

- ◆ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた適切な指導
- ◆ 教職員の専門性向上に向けた研修会の充実
- ◆ 早期からの教育相談・支援の充実
- ◆ 特別支援教育支援員の継続的配置
- ◆ 県立相馬支援学校及び関係機関との連携強化

(5) 食育（学校給食）の充実

「食」の大切さを子供たちへ伝えるため、栄養教諭等による栄養教室の実施や地域の伝統的な食文化に触れる栽培活動等、学校給食を柱とした食育の充実に努めます。さらに、配食、給食時に児童生徒の衛生管理の指導を徹底するとともに、調理員の研修を積極的に行い、安全な給食提供に努めます。併せて、学校給食が効率的に運営されるよう必要な措置を行います。

また、平成30年度から継続している、給食無料化制度の趣旨に則り、安全で豊かな相馬市産、福島県産の食材を多く取り入れ、子供たちにおいしい給食を提供し

つつ、郷土愛の醸成の一助とします。

主な施策

- ◆ 安全・安心な給食の提供のため、給食調理員研修会の開催
- ◆ 給食無償化制度の継続と地元食材の積極的な使用
- ◆ 学校給食を通した食育の推進
- ◆ 栄養教諭による栄養教室の開催
- ◆ 朝食摂取調査や食生活実態調査による実態把握
- ◆ 食育だよりの発行による家庭と連携した食育
- ◆ 食育標語の実施
- ◆ 単独校調理方式の効率的な運用

(6) 学校保健・安全の充実

児童生徒が健康的な生活を送れるように、学校保健の充実に努めます。また、学校内関係者の方との一方的な計画や指導になることを避けるために、学校・保健機関・PTAや地域の方との連携の場である学校保健委員会での情報共有を行い、学校保健を推進します。さらに、事故の要因となる学校環境の問題や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらの危険に速やかに対応するとともに、不幸にして事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるよう学校安全の充実に努めます。併せて、児童生徒の登下校や地域生活における安全確保のため、日頃から保護者や関係機関等との連携を図り、児童生徒への声かけや不審者の情報提供等を受けて的確に対応するとともに、通学路合同安全点検を実施する等、組織的な活動を行います。

また、防災教育については、今後とも防災担当指導主事を中心として相馬消防署や相馬警察署、さらには市消防団の協力を得ながら各学校でより実践的な訓練を行い、子供たちに「自らの命を守り抜く」力を身につけさせるよう取り組んでいきます。加えて、東日本大震災の教訓をしっかりと継承するよう努めます。

主な施策

- ◆ 防災教育の充実
- ◆ 放射線教育の充実
- ◆ 学校保健・安全計画に関する指導助言
- ◆ 健康診断への支援

- ◆ 保健室の充実に関する支援
- ◆ 学校保健委員会の活性化への支援
- ◆ 安全管理マニュアルの徹底
- ◆ 登下校や地域での子どもの安全確保
- ◆ 通学路合同安全点検の実施

(7) 開かれた学校づくりの推進と家庭との連携

学校と保護者と地域との間で信頼関係を構築するために、学校経営方針、学年経営方針等や学校の教育活動の様子、学校の自己評価等の情報を継続的に発信できるよう支援します。

また、地域や保護者の代表者から客観的な評価を受け、教育活動全般についての見直しと改善を図ります。

主な施策

- ◆ 各学校のホームページ作成を推進
- ◆ 保護者・地域の方等と連携した教育活動の推進
- ◆ 学校評価システムの推進（自己評価の公表、保護者や地域の方からの評価）
- ◆ 学校評議員による取り組みへの評価

(8) 地域社会との連携

市の将来を担う子供たちの育成には、「郷土愛」を育むことが必要です。

そのため、社会科副読本「ふるさと相馬」を活用した本市の農業・水産業の学習、歴史・伝統文化の学習を通して「郷土」を知り、地域社会の教育資源や教育力を活用した見学学習・体験学習により知識を深め、さらに相馬のまちづくり等への関心を高めるため「相馬市子ども議会」を開催する等、多様な機会を通じ相馬市への「郷土愛」を育みます。

また、地元企業等の関係機関と積極的に連携し職場体験の職種の拡充を図り、キャリア教育の推進や充実に努めます。

併せて、スポーツ庁及び文化庁が進めている「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」に向けた環境整備についても、地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係機関と連携しながら慎重に取り組みます。

主な施策

- ◆ 「相馬市子ども議会」の開催
- ◆ 企業や市内関係機関と連携したキャリア教育の推進
- ◆ まちづくり出前講座の活用
- ◆ 社会科副読本「ふるさと相馬」の活用推進
- ◆ 相馬市の歴史（御仕法）と文化の理解の促進
- ◆ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

(9) 国際理解教育の充実

小学校低学年から、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることにより英語でのコミュニケーション能力の向上を図り、外国への興味や関心を高め国際理解のための一助とします。

また、小学校低学年から英語に触れることで、苦手意識をなくし、高学年、中学校の英語学習へのスムーズな移行が図れるように努めます。

主な施策

- ◆ 英語指導助手（A L T）、及び英語活動支援員の継続的配置
- ◆ 英語教育推進会議の充実

(10) I C Tの活用による情報教育の充実と教職員の業務支援

G I G Aスクール構想により整備された一人一台のタブレット端末を効果的に活用し、児童生徒がA I 時代やグローバル社会を生き抜くために必要なスキルの一つである「情報活用能力」の育成に努めます。

また、情報モラル教育の充実を図り、社会生活のなかで情報モラルの必要性や情報に対する責任について考える態度を養います。

情報教育の充実のためには、機器の設備充実と、教師の I C T活用能力の向上が重要であることから、計画的な整備と指導力向上のための研修の充実に努めます。

また、教職員の業務軽減のため市内各校に導入した、統合型校務支援システムを円滑に使用できるよう取り組みます。

主な施策

- ◆ ICTリテラシーの向上の推進と情報モラル教育の充実
- ◆ ICT機器の導入推進と活用
- ◆ ICT支援員を活用した研修の充実
- ◆ ICT活用チェックリストによる実態把握
- ◆ 統合型校務支援システムの運用支援

3. 設定すべき目標

項目	現況数値 (R4)	目標数値 (R9)
「ふくしま学力調査」による 「学力を伸ばした児童生徒の 割合」	小学5・6年生 70.3% 中学1・2年生 64.8%	小学5・6年生 75.0% 中学1・2年生 70.0%
全国学力・学習状況調査にお ける「平均正答率」	小学国語 64% (▲1.6%) ⁶ 小学算数 60% (▲3.2%) ⁶ 中学国語 65% (▲4.0%) ⁶ 中学数学 45% (▲6.4%) ⁶	全国平均と同程度
全国学力・学習状況調査におけ る「計画的に家庭学習によく 取り組んでいる生徒の割合」	小学6年生 28.7% 中学3年生 17.3%	小学6年生 35.0% 中学3年生 35.0%
学校における教育の情報化の 実態等に関する調査における 「授業にICT機器を活用し て十分に指導できる」と回答 した教員の割合	91.5% ※できる・ややできる	95.0%
児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する 調査による「不登校児童生徒の 出現率」(1,000人当たり)	小学校 7.1人 中学校 22.7人	小学校 3.0人 中学校 20.0人

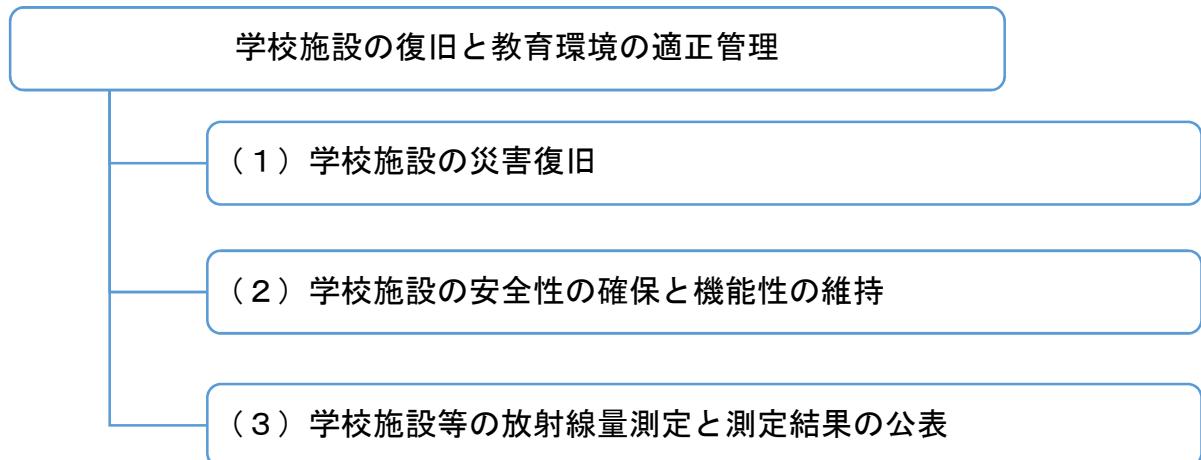
⁶ () は全国平均との差

学校保健統計調査による 肥満傾向児 ⁷ の出現率	小学校	県同程度
	[男子] 16.3% [女子] 13.1%	
う歯罹患率	小学校 46.7% 中学校 44.9%	小学校 44.0% 中学校 43.0%

⁷ 肥満傾向児：肥満度 20%以上の児童生徒

第3節 学校施設の復旧と教育環境の適正管理

1. 施策の体系図



2. 施策の具体的内容

(1) 学校施設の災害復旧

令和4年3月に発生した福島県沖地震災害の復旧工事については、工事施工中の学校関係者の安全確保のため、学校関係者や施工事業者との協議を綿密にして工事を進めます。

また、学校教育への影響を最小限とするため復旧工事の早期完了を目指します。

主な施策

- ◆ 災害復旧工事の実施

(2) 学校施設の安全性の確保と機能性の維持

学校施設を常に健全な状態で維持できるよう、日常点検と法定点検を行い必要な修理・修繕等を速やかに実施します。また、学校敷地内に設置してあります構築物、遊具施設や樹木等については、日常点検や、状況に応じて専門的な点検調査を行い、必要な修理・伐採等を速やかに実施することで学校施設の安全性・機能性の確保に努めます。なお、効率的な維持管理を行うため、学校施設の補修歴や状況をまとめ施設の状態の把握に努めます。さらに既存施設の有効活用を図り諸経費の低減に取組みます。

主な施策

- ◆ 法令に基づいた定期的な点検及び必要に応じた修理・修繕等の実施
- ◆ 構築物、遊具や樹木等の日常点検及び必要に応じた修理・伐採等の実施
- ◆ 学校施設の補修歴や状況をまとめた台帳の作成
- ◆ 市内施設の有効活用

(3) 学校施設等の放射線量測定と測定結果の公表

子供たちを外部・内部被ばくから守るため、各幼稚園、小・中学校施設内の定期的な空間線量の測定及び毎日の学校給食の食材の放射性物質の測定を継続します。併せて、正確な測定を担保するため測定機器の点検や校正を規定に基づき実施します。また、測定結果を市のホームページに掲載し、正しい情報を広く発信することで、子供たち、保護者等の安全・安心の確保に努めるとともに、風評払拭や地産地消の一助となるよう取り組みます。

主な施策

- ◆ 学校施設の空間放射線量測定の継続
- ◆ 給食食材の放射性物質測定の継続
- ◆ 測定結果を市ホームページで公表

